



≪ 釜石市未熟児養育医療給付制度のご案内 ≫



身体な発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定養育医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担する制度です。

■対象者

- ★ 満1歳未満の未熟児であること。
- ★ 当該未熟児が釜石市に住所を有すること。

上記の条件を満たし、かつ下記の症状を有し、医師が治療を必要と認めたもの。

■対象となる症状

- ★ 出生体重が2,000g以下の未熟児
- ★ 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの。

一般状態

- ★ 運動不安、けいれんがあるもの
- ★ 運動が以上に少ないもの

体温

- ★ 体温が摂氏34度以下

呼吸器・循環器系

- ★ 強度のチアノーゼを持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- ★ 「呼吸回数が毎分50回を超えて増加傾向にあるか」、又は毎分30以下のもの
- ★ 出血傾向の強いもの

消化器系

- ★ 出後24時間以上排便のないもの
- ★ 出後48時間以上嘔吐持続するもの
- ★ 血性吐物、血性便のあるもの

黄疸

- ★ 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

◎申請に必要な書類

- ① 養育医療給付申請書（申請者が記入）
 - ② 養育医療意見書（入院されている指定養育医療機関の医師が記入）
 - ③ 世帯調書（申請者が記入）
 - ④ お子さまの名前が入った健康保険証の写し
 - ⑤ 所得に関する書類 ※世帯で所得がある方の証明が必要です。
（くわしくは、裏面をご覧ください。）
- ※①～③の書類は、釜石市ホームページからダウンロードすることができます。

【釜石市ホームページ】

ホーム>暮らし>医療費の助成>未熟児養育医療給付



■給付の期間

指定養育医療機関に入院中の治療に限られ、満1歳になる前に指定養育医療機関を退院すると、その時点で終了になります。退院後の再入院は対象外となります。

■公費負担の範囲

指定養育医療機関における養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担されます。ただし、世帯の所得に応じて、治療費の一部は自己負担になります。



■自己負担金の納入方法

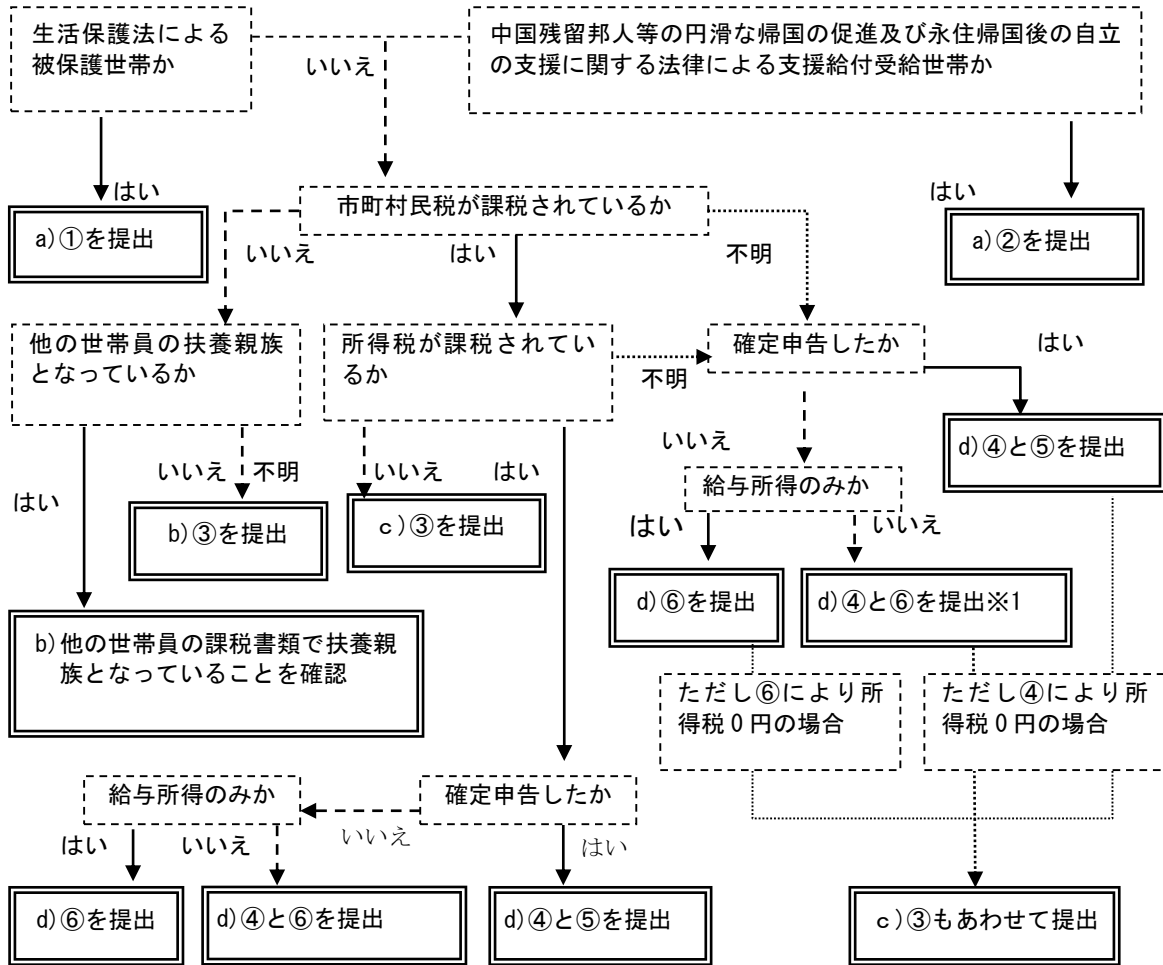
自己負担金については、入院後、おおむね2ヵ月から3ヵ月後に、市から発行する「納入通知書」により最寄りの金融機関で支払います。

なお、納入された自己負担金の一部は、市の乳児医療制度で還付されますので、市民課医療給付係で手続きをして下さい。ただし、還付額については上限があります。

★★ 所得に関する書類について ★★



◎ 扶養義務者それぞれについて確認の上、課税資料を提出して下さい。



【提出する書類】

- ① 福祉事務所発行の受給証明書
- ② 受給開始時に交付される「本人確認証」
- ③ 市町村長の発行する市町村民税(非)課税証明書(所得割・均等割の額が明らかなもの。)
- ④ 税務署発行の納税証明書 ※③④は市税務課発行の【所得課税扶養証明書】でも可。
- ⑤ ④の根拠となる確定申告の写し
- ⑥ 源泉徴収票

